

地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る各事業年度業務実績評価実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、岩手県知事（以下「知事」という。）が行う地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）の各事業年度の業務実績評価（以下「評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の対象)

第2 評価の対象は、法人の各事業年度の業務実績とする。

(評価の基本方針)

第3 評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 評価は、中期目標の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行うものとする。
- (2) 知事は、評価を通じて法人の業務の適正な運営を支援するものとする。
- (3) 評価に当たっては、法人の特色ある取組や様々な工夫を積極的に評価するものとする。
- (4) 知事は、評価を通じて、法人の中期目標の達成に向けた取組状況等を県民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

(評価の方法)

第4 評価は、次の「項目別評価」及び「全体評価」により行うものとする。

(1) 項目別評価

項目別評価は、次の方法により行うものとする。

ア 法人の自己点検・評価

法人は、年度計画の業務実績を自己点検し、その実施状況を小項目（以下、「小項目」という。）ごとに評価する。

イ 知事評価

知事は、法人の年度計画の実施状況及び次の事項に係る各視点に基づき、中期計画に定める小項目ごと及び大項目（以下、「大項目」という。）ごとに実施状況を評価するとともに、評価の理由や改善点等を明らかにするものとする。

(ア) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

- ・ 顧客（県民・企業）のニーズに的確に対応しているか
- ・ 県政課題解決に貢献しているか
- ・ 効果的・効率的な予算の執行・人的資源配分が行われているか

(イ) 業務運営の改善及び効率化に関する事項について

- ・ マネジメントが適正に行われているか
- ・ 職員の意欲向上と能力開発が図られているか

(ウ) 財務内容の改善に関する事項について

- ・ 予算が効果的・効率的に執行されているか
- ・ 自己収入（外部資金）確保が図られているか

(エ) その他業務運営に関する重要事項について

- ・ 施設設備の整備・活用が適切に行われているか
- ・ 効果的・効率的な人的資源配分が行われているか

(2) 全体評価

全体評価は次の方法により行うものとする。

ア 法人の自己点検・評価

法人は、年度計画の業務実績を自己点検し、その実施状況を記述式で評価する。

イ 知事評価

知事は、項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価するとともに、評価の理由や改善点等を明らかにするものとする。

(評価の基準)

第5 評価は、別紙の「評価基準」に基づいて行うものとする。

(報告書の提出)

第6 地方独立行政法人法施行細則第8条に規定する報告（法第28条第1項第1号に該当する場合に限る。）は、各事業年度業務実績報告書（様式第1号）によるものとする。

(評価委員会の意見聴取)

第7 知事は、評価の案を作成したときは、当該評価書について、地方独立行政法人施行条例第3条第1項第2号により、岩手県地方独立行政法人評価委員会の意見を聴取する。

(意見申立て機会の付与)

第8 知事は、評価の案を作成したときは、法人に対し当該評価案を送付し、評価案に対する意見の申立ての機会を付与するものとする。

(法人への通知)

第9 法第28条第5項に規定する法人への通知は、各事業年度業務実績評価報告書（様式第2号）によるものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月25日から施行する。

評価基準

1 評価の基準

(1) 小項目別評価は、以下の評価基準に基づいて行う。

評価基準	判断の目安
A A 特筆すべき進行状況にある	年度計画どおり実施し、かつ、中期計画の達成に向け特筆すべき進行状況である場合
A 計画どおり進んでいる	年度計画どおり実施した場合
B おおむね計画どおり進んでいる	年度計画の実施状況が8割以上10割未満の場合
C やや遅れている	年度計画の実施状況が6割以上8割未満の場合
D 重大な改善事項がある	年度計画の実施状況が6割未満の場合

※ 上記の目安に加え、法人の特色ある取組等を勘案し、法人を取り巻く状況等についても考慮の上、総合的に評価を行う。

(2) 大項目別評価は、各小項目の評価を、A A : 5点、A : 4点、B : 3点、C : 2点、D : 1点として点数化して平均値を算出し、以下の評価基準に基づいて行う。

評価基準	判断の目安
A A 特筆すべき進行状況にある	$5 \geq \text{平均値} > 4.5$
A 計画どおり進んでいる	$4.5 \geq \text{平均値} > 3.5$
B おおむね計画どおり進んでいる	$3.5 \geq \text{平均値} > 2.5$
C やや遅れている	$2.5 \geq \text{平均値} > 1.5$
D 重大な改善事項がある	$1.5 \geq \text{平均値} > 1$

※ 上記の目安に加え、法人の特色ある取組等を勘案し、法人を取り巻く状況等についても考慮の上、総合的に評価を行う。

- (3) 知事が行う全体評価は、各大項目の評価をAA：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点として点数化し、各大項目に含まれる小項目の数に応じた加重平均値を算出して行う。

評価基準	判断の目安
AA 特筆すべき進行状況にある	$5 \geq \text{平均値} > 4.5$
A 計画どおり進んでいる	$4.5 \geq \text{平均値} > 3.5$
B おおむね計画どおり進んでいる	$3.5 \geq \text{平均値} > 2.5$
C やや遅れている	$2.5 \geq \text{平均値} > 1.5$
D 重大な改善事項がある	$1.5 \geq \text{平均値} > 1$

※ 上記の目安に加え、法人の特色ある取組等を勘案し、法人を取り巻く状況等についても考慮の上、総合的に評価を行う。

2 法人の評価に係る留意点

- (1) 評価の際の客観的資料として目標に関する指標データを業務実績報告書に添付するものとする。
- (2) 業務実績報告書の作成に当たっては、県民や社会に対して業績をわかりやすく説明するという観点に十分留意して作成するものとする。

3 知事の評価に係る留意点

- (1) 評価を通じて、次期中期目標期間中の法人の業務運営、予算・人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。
- (2) 評価は、単に中期計画の進捗状況チェックのみならず、特色ある取組や法人運営を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価するとともに、次期中期目標に向けて改善点が明らかになるよう、法人に業務の運営状況を自由に記載させ、評価に当たってはそれらを十分に考慮する。
- (3) 数値に表れない実績についても、法人の基本的使命に十分配慮して評価を行う。
- (4) 中期計画の進捗状況のみならず、その分析結果を考慮して総合的に判断するものとする。